

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 11 月 18 日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	2 5－3 6 2 6 0－0 3 6 8
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備 0 7 0 2 工事
質 問 事 項	
1. 金抜設計書 T 単-10 号の諸雑費について、1 式と表記ございますが端数処理での算定でしょうか。算定方法をご教示願います。または、率による算定の場合、率と係る対象をご教示願います。	
2. 当該地区では前年度より営農が再開されておりますが、当該工事の管路工に係る説明会開催の実施状況及び施工に伴い町道や農道が通行規制されることへの地元関係者意見や要望等、また、着手可能時期及び施工期間に関する施工条件等について、ご教示願います。	
3. 当該工事（管路工）に伴い、町道敷内に既設ライフライン（上・下水道管）と平行埋設となる区間がございますが、このことに関する道路管理者及び上下水道施設管理者（浪江町）との協議状況をご教示願います。また、既設埋設管の位置や深度、管の種類等に関する情報が特記仕様書に見受けられませんので、併せてご教示願います。	
4. 管路埋設に係る掘削断面及び工法として、簡易土留め工法及びオープン掘削（開削）工法が示されておりますが、これらの採用に係る設計基準・考え方（道路区分、掘削深さ、土質等）をご教示願います。また、掘削時に土砂崩落や危険性、不安定な土質・状態であると判断された場合は工法を含め、変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。	
5. 1 号支線（町道）「縦断図」は、全路線 VU 管で計画されております。しかし、5 号支線は同じ町道ですが、「VP 管、VU 管」の区間があり、5-2 号支線（農道）は、「VP 管」で計画されています。これら管路工における「VP・VU 管」の設計区分・基準について、ご教示願います。また、これら設計区分に見直しが生じる場合については、変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。	
6. 前工事（圃場際水路工）において、掘削時に湧水処理（水替え）を要した箇所が多くあり、今回も同様であると想定されますが、新たに水替え工を追加するなどの変更	

協議は可能でしょうか。また、湧水量に応じて、作業時のみでなく、常時排水でないと施工困難と判断される湧水（出水）量の基準がございましたらご教示願います。

7. 管路工埋設掘削において、既設埋設管（ライフライン）の位置及び埋設深等を確認するための試験堀を行うための費用等について、変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。
8. 平面図（1/3）に示されている「調整池②」は、現在は存在しませんが、今後、新たに別途発注工事によるものと理解してよろしいのでしょうか。ご教示願います。
9. 仮に「調整池②」が別途発注された場合、当該工事の手戻りを勘案し、一定区間を未着手・未施工とすることも考慮されますが、そのような想定はございますでしょうか。ご教授願います。
10. 当該工事に際して、原則は片側交互通行による交通規制と考えておりますが、掘削により通行幅員が確保困難の区間については、全面通行止めへの変更は協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。

回 答 事 項

1. お見込みのとおり諸雑費は端数処理です。単価が百円単位になるよう切り上げております。
2. 工事計画については町及び地元地権者等へ説明し了承を得ております。具体的な施工時期について受注者と調整後に改めて地元地権者等へ説明することにしております。
3. 管路工敷設計画にあたり、町道管理者及び水道管理者との事前協議は行っており了承を得ております。上水道管種及び設置位置等については、契約後に町の水道管網図を提供いたします。
4. 一般通行車両が供する路線について簡易土留め工法としています。
掘削後の土質状況については、必要に応じ福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
5. VP、VUの管種決定は設計内圧値により決定しています。
よって、工事実施段階での設計水圧の変更は想定していませんが、工事現場条件等により設計水圧の見直しが生じる場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
6. 湧水処理については、必要に応じ福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
なお、常時排水の判断ですが、量の基準はありません。対象となる構造物への影響や冠水による作業への影響等から判断します。
7. 掘削後に既設埋設管の位置が想定と違っている場合は、必要に応じ福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
8. お見込みのとおりです。
9. 調整池②の工事着手する際は、本工事の手戻りが生じないよう配慮する計画・工程とします。
10. 通行幅員が確保困難な箇所については全面通行止めの計画としております。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第

7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。